

改正後	改正前
<p>○川崎市福祉事務所条例 昭和26年10月18日条例第50号</p> <p>第2条 福祉事務所は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務のほか社会福祉に関し市長の委任又は指揮により、その所管に属せしめられた事務をつかさどる。</p>	<p>○川崎市福祉事務所条例 昭和26年10月18日条例第50号</p> <p>第2条 福祉事務所は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、<u>母子及び寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務のほか社会福祉に関し市長の委任又は指揮により、その所管に属せしめられた事務をつかさどる。</p>